

令和 7 年 9 月 3 日

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 日 開会

令和 7 年 9 月 12 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年9月3日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	坂本 秀一君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 2 号]

令和 7 年 9 月 3 日 (水)
午前 10 時 00 分 開議

会 期 令和 7 年 9 月 2 日～9 月 12 日 (11 日間)

日程	議案番号	議 案 名		結 果
1	——	議長開議宣告		——
2	議案第 46 号	令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算 (第 2 号)		原案可決
3	議案第 47 号	令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
4	議案第 48 号	令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
5	議案第 49 号	令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
6	議案第 50 号	令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
7	議案第 51 号	令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
8	議案第 52 号	令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)		原案可決
9	——	陳情の受付について	7 陳情第 2 号	経 済 厚 生 常任委員会付託

(午後 2 時 52 分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 46 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 47 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 48 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 49 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 50 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 51 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 52 号 令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 7 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 46 号から議案第 52 号までの令和 7 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 7 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細は各課長から説明させていただきますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 46 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,651 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 75 億 929 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条既定の継続費の変更は、第 2 表継続費の補正によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方特例交付金は、交付決定通知により 8 万 5,000 円を追加し、地方特例交付金の計を 91 万 3,000 円に、地方交付税は、交付決定通知により 1 億 9,379 万 7,000 円を追加し、地方交付税の計を 20 億 6,979 万 7,000 円に、国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの増に伴い、423 万 5,000 円を追加し、国庫支出金の計を 3 億 7,521 万 5,000 円に、都支出金は、観光施設整備等事業補助金などの増に伴い、3,007 万 7,000 円を追加し、都支出金の計を 26 億 6,527 万 1,000 円に、繰入金、地方交付税の増額交

付などに伴い、財政調整基金に 6,900 万円、公共施設整備基金に 6,000 万円を戻すなど、1 億 2,252 万 1,000 円を減額し、繰入金の計を 4 億 3,008 万 1,000 円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、1 億 9,593 万 1,000 円を追加し、繰越金の計を 2 億 2,593 万 1,000 円に、諸収入は、水の浸透を高める枝打ち事業受託収入などの減に伴い、509 万 3,000 円を減額し、諸収入の計を 5 億 6,988 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 2 億 9,651 万 1,000 円を追加し、歳入の合計額を 75 億 929 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積立てなど 1 億 3,358 万 4,000 円を追加し、総務費の計を 14 億 3,723 万 6,000 円に、民生費は、子育て世帯臨時給付金事業費の増などに伴い、2,227 万 7,000 円を追加し、民生費の計を 15 億 929 万 5,000 円に、衛生費は、古里歯科診療所診療用機器の修繕費などの増に伴い、167 万 5,000 円を追加し、衛生費の計を 6 億 8,456 万 2,000 円に、農林水産業費は、町有林間伐作業委託及び林道維持補修工事の増などに伴い、1,926 万 7,000 円を追加し、農林水産業費の計を 8 億 3,798 万 3,000 円に、商工費は、川井キャンプ場シャワールーム設置工事などの増に伴い、4,226 万 2,000 円を追加し、商工費の計を 4 億 2,146 万 1,000 円に、土木費は、町道維持補修工事の増などに伴い、6,387 万円を追加し、土木費の計を 12 億 2,535 万円に、消防費は、第 4 分団栃久保詰所建設工事の増などに伴い、76 万 3,000 円を追加し、消防費の計を 4 億 4,542 万 3,000 円に、教育費は、古里小学校プールサイド床改修工事などの増に伴い、1,167 万 7,000 円を追加し、教育費の計を 6 億 7,350 万 7,000 円に、4 ページをご覧ください。公債費は 71 万 2,000 円を追加し、公債費の計を 1 億 6,879 万 2,000 円に、予備費は、予算調整により 42 万 4,000 円を追加し、予備費の計を 2,061 万 3,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 2 億 9,651 万 1,000 円を追加し、歳出の合計額を 75 億 929 万 8,000 円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。第 2 表継続費補正でございますが、変更となるものは、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業、補正前の額が総額 44 億 9,557 万 6,000 円、補正後の額が総額 44 億 9,707 万 6,000 円。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費、事業名、第 4 分団栃久保詰所建設事業、補正前の額が総額 9,416 万円、補正後の額が総額 1 億 650 万 6,000 円とするものでございます。

なお、それぞれの事業の年割額は記載のとおりでございます。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。

次に、議案第 47 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 726 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9,126 万 2,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は、額の確定に伴い、726 万 2,000 円を追加し、繰越金の計を 1,416 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 726 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 9,126 万 2,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、修繕費などの増に伴い、696 万 2,000 円を追加し、総務費の計を 9,088 万 3,000 円に、予備費は、予算調整により 30 万円を追加し、予備費の計を 37 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 726 万 2,000 円を追加し、歳出の合計額を 9,126 万 2,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 47 号の説明を終わります。

次に、議案第 48 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,308 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,408 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は額の確定に伴い、1,308 万 3,000 円を追加し、繰越金の計を 1,308 万 4,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,308 万 3,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 8,408 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、修繕費などの増に伴い、1,308 万 3,000 円を追加し、総務費の計を 1 億 8,358 万 3,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 1,308 万 3,000 円を追加し、歳出の合計額を 1 億 8,408 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わります。

次に、議案第 49 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,714 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 7,014 万 1,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は 385 万 8,000 円を追加し、国民健康保険税の計を 8,721 万 2,000 円に、国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金の増に伴い、974 万 6,000 円を追加し、国庫補助金の計を 974 万 7,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、2,353 万 7,000 円を追加し、繰越金の計を 3,397 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 3,714 万 1,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 7,014 万 1,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、国民健康保険システム改修委託などの増に伴い、1,002 万 6,000 円を追加し、総務費の計を 1,569 万 6,000 円に、保険給付費は 3 万 3,000 円を追加し、保険給付費の計を 5 億 3,295 万 1,000 円に、国民健康保険事業費納付金は、通知により 2,666 万 7,000 円を減額し、国民健康保険事業費納付金の計を 1 億 4,899 万 2,000 円に、基金積立金は 2,761 万 6,000 円を追加し、基金積立金の計を 2,761 万 7,000 円に、諸支出金は、国庫支出金及び療養給付費交付金返還金などの増に伴い、2,613 万 3,000 円を追加し、諸支出金の計を 2,714 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 3,714 万 1,000 円を追加し、歳出の合計額を 7 億 7,014 万 1,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 49 号の説明を終わります。

次に、議案第 50 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,618 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 5,918 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料は 476 万 2,000 円を追加し、保険料の計を 1 億 558 万 2,000 円に、国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金などの増に伴い、99 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の計を 498 万 8,000 円に、繰入金 76 万 4,000 円を追加し、繰入金の計を 1 億 2,907 万 9,000 円に、繰越金は、額の確定に伴い、759 万 4,000 円を追加し、繰越金の計を 759 万 5,000 円に、諸収入は、広域連合葬祭費負担金還付金などの増に伴い、206 万 5,000 円を追加し、諸収入の計を 1,194 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1,618 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 2 億 5,918 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、後期高齢者医療システム改修委託などの増に伴い、80 万 9,000 円を追加し、総務費の計を 287 万 9,000 円に、広域連合納付金は、療養給付費負担金の増などに伴い、

1,317万3,000円を追加し、広域連合納付金の計を2億3,809万9,000円に、諸支出金は220万2,000円を追加し、諸支出金の計を321万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,618万4,000円を追加し、歳出の合計額を2億5,918万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第51号 令和7年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,798万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億98万7,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料は12万2,000円を減額し、保険料の計を1億7,082万円に、国庫支出金は、介護給付費負担金などの増に伴い、2,179万2,000円を追加し、国庫支出金の計を2億2,662万8,000円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金の増などに伴い、856万8,000円を追加し、支払基金交付金の計を2億2,794万6,000円に、都支出金は、介護給付費負担金の増などに伴い、456万4,000円を追加し、都支出金の計を1億3,604万6,000円に、繰入金は392万7,000円を減額し、繰入金の計を1億2,805万円に、使用料及び手数料は13万円を追加し、使用料及び手数料の計を448万4,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、698万2,000円を追加し、繰越金の計を698万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は3,798万7,000円を追加し、歳入の合計額を9億98万7,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は5万5,000円を追加し、総務費の計を739万2,000円に、保険給付費は、施設介護サービス給付費などの増に伴い、2,595万4,000円を追加し、保険給付費の計を8億695万5,000円に、地域支援事業費は、地域支援事業費負担金の減などに伴い、69万1,000円を減額し、地域支援事業費の計を6,900万1,000円に、諸支出金は、地域支援事業費過年度返還金の増に伴い、872万4,000円を追加し、諸支出金の計を993万7,000円に、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を新たに計上し、基金積立金の計を395万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は3,798万7,000円を追加し、歳出の合計額を9億98万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号 令和7年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

ご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第2条予算第4条に定めた資本的支出の予定額を補正するもので、支出の資本的支出のうち、建設改良費は51万8,000円を追加し、資本的支出の計を3億3,687万6,000円とするものでございます。

次に、第3条予算第5条に定めた一時借入金の限度額3,000万円を2億円に改めるものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

以上で、議案第46号から議案第52号までの7会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明については自席に着席のままで簡潔に行っていただくようお願いします。

はじめに、議案第46号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第46号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

款09 地方特例交付金8万5,000円の増額は、交付決定通知によるものです。

次の款10 地方交付税1億9,379万7,000円の増額は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものです。

なお、補正後の普通交付税交付額は18億7,379万7,000円となるものです。

次に、款14 国庫支出金です。項02 国庫補助金、目01 総務費国庫補助金410万3,000円の増額は、説明欄記載の個人番号カード交付事務費補助金を1万5,000円増額し、次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和7年度国予算分の追加配分額408万8,000円を増額するものとなりますが、充当事業の内容につきましては歳出予算でご説明いたします。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次の目02 民生費国庫補助金、節01 社会福祉費補助金13万2,000円の増額は、説明欄記載の障害者総合支援事業補助金は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る補助金を見込むものです。

次に、款15 都支出金です。項02 都補助金、目02 民生費都補助金、節01 社会福祉費補助金34万5,000円の増額は、説明欄記載の長寿ふれあい食堂推進事業補助金で、詳細は

歳出でご説明いたします。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次の節 02 児童福祉費補助金 38 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金を増額するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 04 農林水産費都補助金 182 万円の増額は、内訳として、節 01 農業費補助金 169 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の都補助金補助率 2 分の 1 を計上するもので、サル大規模捕獲に向けた事業費に対する補助事業であり、詳細は歳出で説明します。

次の節 02 林業費補助金 12 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の都補助金補助率 2 分の 1 を都内示額に基づき増額するものです。

9 ページをご覧ください。次に、目 05 商工費都補助金、節 01 観光費補助金 1,769 万 2,000 円の増額は、説明欄記載のポスター製作及び各工事に係る事業費に対する都補助金、補助率 2 分の 1 の内示を受け、それぞれ新たに計上するもので、詳細は歳出で説明します。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 899 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の新しい時代の学校施設整備補助事業補助金は、小・中学校の建設事業費、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子ども企画型事業費補助金は、奥多摩中学校のイベント、エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金は、小学校の教育支援員の報酬に対する補助金を新たに計上するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は 83 万 5,000 円の増で、節 03 統計調査費委託金において説明欄記載の国勢調査に係る交付金額の決定により増額計上するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 18 繰入金、項 01 特別会計繰入金、目 01、節 01 後期高齢者医療特別会計繰入金 175 万 3,000 円の増額は、令和 6 年度決算額に伴うもので、詳細は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

○企画財政課長（杉山 直也君） 10 ページをお願いいたします。次の項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 6,900 万円の減額、1 つ飛ばして目 03 公共施設整備基金繰入金 6,000 万円の減額、次の目 05 観光施設等整備基金繰入金 300 万円の減額は、いずれも財源調整により各基金に戻入れを行うものです。

戻りまして目 02 減債基金繰入金 772 万 6,000 円の増額は、令和 6 年度の普通交付税において令和 7 年度、8 年度の臨時財政対策債の償還財源として追加交付された 1,545 万

1,000 円のうち、その2分の1の額を取り崩し、令和7年度の臨時財政対策債の償還財源として繰り入れるものです。

これら基金繰入金に係る補正後の取崩額は合計で4億2,782万6,000円となるものです。

次の款19繰越金は1億9,593万1,000円の増額で、前年度繰越金が確定したことに伴うものです。

なお、地方財政法第7条の規定により繰越金の2分の1以上に相当する額を積立てなければならないため、歳出で2分の1相当額を計上しております。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、款20諸収入です。項04受託事業収入、目01森林再生事業受託収入9万9,000円の減額及び目02水の浸透を高める枝打ち事業受託収入499万4,000円の減額は、それぞれ事業実績見込みにより減額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 11 ページからは歳出予算に入りますが、その前に、人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、28 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業費の補正予算のうち、節01報酬、節02給料、節03職員手当等及び節04共済費に係るもので、これらの人件費につきましてはこの給与費明細書によりご説明させていただきます。

28 ページは特別職についての表となります。今回の補正予算では、この表で上段の区分欄の右側の給与費欄の中の報酬において下段、比較欄のその他で34万7,000円の増額を行っております。これは国勢調査に係る調査員及び指導員の報酬支出見込額増などによるものです。

次の29 ページは一般職における総括表となりますが、今回の補正予算では、上段の表の職員数欄において比較欄で短時間勤務職員が4名増となり、給与費欄の報酬の比較、こちらで8万8,000円、職員手当欄で15万1,000円の増額を行い、合計23万9,000円の増額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については下段の内訳表におきまして記載のとおり超過勤務手当を増額補正するものです。

次のページ30 ページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございまして。総括表でご説明いたしました給与費の職員手当を15万1,000円増額するものでございますが、下段の内訳表に記載のとおり、各部署に配置されている職員の超過勤務手当見込み分を増額補正するものです。

次のページ 31 ページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。
こちらでは、報酬を 8 万 8,000 円増額するものでございますが、これは保健衛生費においてパートタイム会計年度任用職員が 4 名増になったことによる増額及び林業費においてパートタイム会計年度任用職員の勤務状況により報酬を減額するものですが、全体としては増額補正するものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、再度 11 ページにお戻りください。歳出に入ります。

款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は 1,680 万円の増で、内訳といたしまして、(01) 一般管理費は 1,580 万円の増で、節 18 負担金・補助及び交付金において説明欄記載の東京都町村会及び西多摩郡町村会に対しまして負担金並びに特別分担金を支出するもので、これは奥多摩町長が町村会長に就任したことに伴い、当該予算を計上するものです。

なお、これらの財源につきましては、東京都市町村総合交付金により全額措置される見込みです。

次の(04) 庁舎管理費は 100 万円の増で、節 10 需用費において説明欄記載の修繕費を増額するものですが、役場庁舎の空調設備等の不具合が複数発生しており、今後の修繕対応に備えるために計上するものです。

次の目 02、(01) 文書管理費は 103 万円の増で、内訳といたしまして、節 10 需用費は 194 万 1,000 円の増で、これは新庁舎移転を見据えて現在、文書整理や管理方法の見直しを進めておりますが、今後、文書管理の適正化を図る上で必要となるファイリングホルダー等の購入予算を計上するものであり、次の節 12 委託料 91 万 1,000 円の減は、説明欄記載の文書管理適正化及び文書整理支援業務委託について契約額が確定し、不用額が生じたため、減額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の目 06、事業(01) 財産管理費 20 万円の増額は、節 12 委託料の町有財産管理委託を 20 万円増額するもので、町有地の草刈り等の維持管理費の予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え増額するものです。

次の目 07 企画費 290 万円の増額は、内訳といたしまして、事業(02) 企画事業費 190 万円の増額は、節 10 需用費の修繕費では 20 万円を増額し、奥多摩駅前の破損した点字ブロックの交換を行うものと、12 ページをお願いいたします。節 12 委託料では 170 万円を増額し、説明欄記載の第 6 期長期総合計画評価指標等策定支援業務委託は、委託先である多摩大学総合研究所との協議により委託内容が固まったため、150 万円を増額し、次のわ

さびー商標更新登録委託は、商標登録から 10 年が経過することから商標権の更新を行うものです。

次の事業（03）庁舎建設整備事業費 100 万円の増額は、内訳として、節 12 委託料 50 万円の増額は、新庁舎建設用地の一部で境界確定及び地積更正を行うため、用地測量委託を行うもので、次の節 13 使用料及び賃借料 50 万円の増額は、伐採した町産材の仮置場及び保管場所として民有地を借りるため、賃借料を計上するものです。

次の目 08 電子計算費、事業（02）電子計算開発費 1,760 万 6,000 円の増額は、節 12 委託料で、令和 8 年 3 月末で契約満了となる財務会計システムの更新に係る費用を新たに計上するものです。

次の目 09 地域振興費、事業（01）コミュニティ施設管理費 432 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の生活館改修費等補助金、LED 化を減額するものです。この LED 化分の補助金につきましては、令和 7 年度一般会計当初予算において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として 1,296 万円を計上し、事業化したものとなりますが、生活館の LED 化に係る改修費用が当初の想定よりも低くなる見込みとなったことから 432 万円を減額するものです。

なお、事業費の減額に伴う充当財源である物価高騰対応重点支援地方創生交付金につきましては、後程民生費でご説明いたします子育て世帯臨時給付金事業の財源として、先程歳入でご説明いたしました令和 7 年度国予算分の追加配分額として計上いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 408 万 8,000 円と併せて活用をいたします。

次の目 10 基金運用費 9,796 万 6,000 円の増額は、事業（01）財政調整基金費を増額するもので、これは歳入の款 19 繰越金でご説明いたしました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てる必要があるために計上するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 11 車両費 55 万 2,000 円の増は、次のページにかけまして（01）車両管理費といたしまして、節 10 需用費は 55 万円の増で、説明欄記載の消耗品費及び修繕費を増額するもので、これらは庁用車の維持管理に要する費用が増えており、年間所要額の不足が見込まれるため計上するものであり、次の節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の講習会費が改定されたため増額補正するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 03 戸籍住民基本台帳費、目 02、事業（01）社会保障・税番号制度費 1 万 5,000 円の増額は、節 10 需用費においてマイナンバーカード申請サポートで使用しているマイナアシストというタブレットのウイルス対策ソフトを購入

するため、説明欄記載のとおり消耗品費を増額するもので、財源につきましては、歳入の国庫補助金でご説明いたしました個人番号カード交付事務費補助金です。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費、（02）国勢調査費 83 万 5,000 円の増は、節 01 報酬から次のページにかけまして節 12 委託料まで調査に必要となる経費が決定したため、各費目を増額、或いは減額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業（11）福祉集会所維持管理費 15 万 6,000 円の増額は、棚沢にある地域福祉集会所内の照明をＬＥＤ化するため増額し、次の目 02 老人福祉費、事業（03）高齢者見守り相談事業費 216 万 5,000 円の増額は、今年度新規設置者が増加し、予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え、機器本体 10 台分ほかセンサー機器の購入費を増額するものです。

次の事業（13）高齢者在宅サービスセンター事業費 15 万 9,000 円の増額は、節 17 備品購入費で、利用者が使用する椅子 9 脚を購入するもので、次の事業（16）介護予防ケアマネジメント事業費 376 万 3,000 円の増額は、15 ページをご覧ください。地域包括支援センターで使用しているシステムのサーバーの経年劣化による不具合が頻繁に生じている現状から、システムをサーバー版からクラウド版へ移行するため、システム本体及び機器の調達、導入に係る費用を節 11 役務費から節 17 備品購入費まで増額するものです。

次の事業（20）介護保険事業費 320 万 4,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 6 年度介護保険特別会計の決算の確定に伴い、国・都の低所得者保険料軽減事業補助金を返還するもので、節 27 繰出金は、説明欄記載のとおり一般会計から介護保険特別会計にそれぞれ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計でご説明いたします。

次の事業（21）後期高齢者医療事業費 76 万 4,000 円の増額は、節 27 繰出金において実績見込みにより説明欄記載の各繰出金について増額、或いは減額するもので、詳細は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

次の事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費 66 万円の増額は、東京都の補助基準額が参加人数に応じて補助上限が拡充されたため、町の補助額 1 回 1 万円を最大 4 万円に増額し、先程歳入でご説明いたしました長寿ふれあい食堂推進事業補助金補助率 2 分の 1 を充当するものです。

次の事業（25）認知症地域支援推進事業費 1 万円の増額は、アルツハイマーディ奥多摩で行うオレンジカフェの食糧費を増額し、次に目 03 心身障害者福祉費、16 ページをご覧ください。事業（15）在宅障害者自立生活サポート事業費 2 万 1,000 円の増額は、食材費

高騰と参加者微増により節 12 委託料を増額し、次の事業（17）障害者地域活動支援センター事業費 13 万 6,000 円の増額は、昇降機、バッテリー関連の修繕費を増額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業（14）子育て世帯臨時給付金事業費 820 万 1,000 円の皆増は、先程ご説明のありました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により家計の経済的負担が増加している状況の中、子育て世帯への支援として 10 月 1 日を基準日とし、18 歳以下の児童 1 人当たり 2 万円の給付金について対象児童を 400 名と見込み、給付に係る費用を事務費を含めて節 03 職員手当等から節 18 負担金・補助及び交付金まで、説明欄記載のとおり新たに計上するものです。

次の目 02 児童措置費、事業（01）保育所措置費 38 万 8,000 円の増額は、歳出でご説明いたしました保育所等物価高騰緊急対策事業補助金を在籍児童数に補助基準額を乗じた額を補助金として交付するため計上するものです。

17 ページをご覧ください。次の目 04 子ども家庭支援センター事業費、事業（01）子ども家庭支援センター事業費 265 万円の増額は、内訳として、節 10 需用費 77 万 4,000 円の増額は、子ども家庭支援センターに設置のエレベーターのロープ取替え修繕を新たに計上するもので、節 11 役務費 6,000 円の増額は、傷害保険料を増額するもので、節 12 委託料 187 万円の増額は、子育て定住推進課が新たに設置されたことにより町ホームページ内の子育て移住・定住サイトリニューアル業務委託を新たに計上するものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（02）保健福祉センター管理費 25 万円の増額は、保健福祉センター音響設備故障に伴い、修繕費を増額し、次に、事業（04）古里歯科診療所事業費 110 万円の増額は、診療用バキュームの故障に伴い、交換修繕をするものです。

次に、目 03 母子保健事業費、事業（01）1 歳 6 か月児健康診査事業費から 18 ページにかけて事業（10）乳幼児歯科相談・歯科健診事業費まで、それぞれ節 01 報酬及び節 08 旅費を職員の病気休暇に伴い、事業開催時の代替職員として会計年度任用職員分を増額するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、目 04 環境衛生費 18 万円の増額は、事業（01）環境衛生総務費、節 07 報償費において廃棄物減量等推進員報償を増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次は款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 02 農

業総務費 420 万 2,000 円の増額は、内訳として、19 ページをご覧ください。事業（02）農作物有害鳥獣対策事業費 370 万 2,000 円の増額は、説明欄記載のうち、節 11 役務費の細節 02 火災保険料等の緊急銃猟時補償費用補填料 10 万円は、国の法改正に伴い、今月 9 月からクマ等の被害に対し、住宅集合地域等における銃猟が市町村長の責任の下、猟友会に委託し実施可能となりますが、万一緊急銃猟の実施により物損の損失が発生した場合、市町村長が補償する必要があることから、そのための保険加入費用を新たに計上するほか、同じく役務費の 1 つ戻っていただき節 01 通信運搬費等の電話等回線料 7 万 3,000 円の増額及び節 17 備品購入費 352 万 9,000 円は、内訳として、檻 206 万 8,000 円、遠隔システムカメラ 132 万 9,000 円、冷凍庫 13 万 2,000 円を見込み、サル大規模捕獲に向け必要な費用を都補助を活用してそれぞれ新たに計上するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、事業（03）簡易給水施設管理費 50 万円の増額は、節 10 需用費、06 修繕費を増額するもので、簡易給水施設 5 施設の水源の閉塞などに備えるために増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 03 農業振興費 31 万円の増額は、内訳として、事業（01）農業振興総務費 3,000 円の増額は、説明欄記載のワサビ塾受講者傷害保険料を実績見込みにより増額するもので、次の事業（03）体験農園管理運営事業費 30 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の修繕費及び保険料を実績見込みによりそれぞれ増額するものです。

次に、項 02 林業費、目 03 森林費 775 万 3,000 円の増額は、内訳として、20 ページをご覧ください。事業（02）多摩の森林再生事業費 9 万 9,000 円の減額、事業（03）松くい虫駆除対策事業費 24 万 6,000 円の増額及び事業（04）水の浸透を高める枝打ち事業費 499 万 4,000 円の減額は、それぞれ都委託金、または都補助金の内示に伴い、説明欄記載の事業費をそれぞれ実績見込みにより増額、或いは減額するもので、次の事業（05）森林セラピー事業費 160 万円の増額は、登計トレイルのセラピーステーションの外壁修繕を予定するもので、次の事業（07）森林環境整備事業費 1,100 万円の増額は、説明欄記載の委託費用を新たに計上するものですが、これは今年度から都の森林再生事業において市町村有林の間伐費用が補助率 2 分の 1 で対象となるもので、作業日数確保のため、歳出のみ 9 月補正で計上させていただき、歳入は都要綱制定後、12 月補正での計上を予定するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費、事業（01）林道維持管理費の 600 万円の増額は、節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします林道 24 路

線を対象に崩壊土砂の排除及び老朽化した構造物の補修等、令和7年度後期における林道維持補修事業の実施に備え、増額するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 21 ページをご覧ください。次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費、事業（02）内水面漁業環境活用施設整備事業費 100 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の工事費を新たに計上するもので、氷川国際マス釣場駐車場における落石防護に係る工事となります。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費は、財源組替えによるもので補正増減はなく、次の事業（02）町ふれあい広場事業費 50 万円の増額は、説明欄記載のふれあいまつり分担金を警備費及びシャトルバス借上げ費用の値上がりに伴い増額するものです。

次に、目 02 観光施設費 4,176 万 2,000 円の増額は、内訳として、事業（01）観光施設維持管理費 500 万円の増額は、節 10 需用費の修繕費の増額で、指定管理施設や観光トイレでの修繕が多く、予算の不足が見込まれることから、冬期における修繕を見込むもので、次の事業（02）観光施設整備事業費 3,650 万円の増額は、節 14 工事請負費で、説明欄記載のはとのす荘設備更新工事増は、照明のLED化費用を実績見込みにより 150 万円増額し、ねねんぼう温泉設備設置工事は 1,200 万円及び 22 ページをご覧ください。川井キャンプ場シャワールーム設置工事 2,300 万円は、それぞれ都補助事業の内示を受け、新たに計上するもので、ねねんぼうは新たに鶴の湯温泉の配湯を受けるための工事を、川井キャンプ場はシャワールームを新たに設置するための工事をそれぞれ予定するもので、次の事業（03）五十人平野営場維持管理費 26 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の予約サイトの運用に係り、節 11 役務費の手数料を新たに計上し、節 13 使用料及び賃借料は実績見込みにより増額するものです。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費です。項 02 道路橋梁費、目 01、事業（01）道路維持費 4,840 万円の増額は、節 10 需用費の修繕費におきまして、町が所有する除雪用重機 2 台につきまして、油圧コントロールシステム及びバケットアームのメンテナンス費用として 340 万円を増額し、次の節 14 工事請負費は 4,500 万円を増額するもので、町が管理いたします町道 337 路線を対象に、斜面对策や老朽化した構造物の補強・補修など、令和7年度後期における道路維持補修事業の実施に備え、増額するものです。

次に、目 02 道路新設改良費 595 万円の増額は、事業（01）都補助道路新設改良事業費の節 12 委託料で、説明欄記載の竹の平中線詳細設計委託は、次年度以降整備予定の 250 m 区間について現況測量、予備設計及び用地取得に向けた地権者との協議資料の作成を行う委託料として 450 万円を増額するもので、次の白丸丸の内西線物件調査委託の増額は、次年度に予定している物件移転補償に備え、木造車庫 1 棟、物置 2 棟の補償費の算定を行う委託料として 145 万円を増額するものです。

次の節 14 工事請負費の竹の平中線附帯工事を増額するもので、都補助対象外工事の施工料を見込み、250 万円の増額をするもので、次の節 21 補償・補填及び賠償金 250 万円の減額は、竹の平中線整備事業に係る熊野神社関連施設の物件補償費が確定したことにより減額するものです。

次の 23 ページをお願いいたします。事業（02）町単独道路新設改良事業費は財源組替えで、予算の増減はございません。

次に、項 03 河川費、目 02 河川維持費の 200 万円の増額は、事業（01）河川維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、台風シーズンに備え、護岸整備等河川機能の維持を図るため増額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、事業（01）若者定住推進事業費 477 万円の増額は、内訳として、節 10 需用費 20 万円の増額は、移住・定住 P R グッズとしてわさびーストラップの購入のため消耗品費を増額するもので、節 12 委託料 297 万円の増額は、説明欄記載の寄附物件等管理業務委託は、管理物件の草刈り業務委託 67 万円を増額するもので、移住・定住 P R グッズ作成業務委託は、移住・定住 P R グッズとしてわさびーストラップを購入するため、消耗品に組替え 20 万円を減額するもので、丹三郎水神前資料作成支援業務委託は、盛土規制法等の法令に関連した許可及び届出に必要な資料作成業務として 250 万円を新たに計上するもので、節 18 負担金・補助及び交付金 160 万円の増額は、定住促進サポート事業支援金を実績及び見込みにより増額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次の事業（02）町営・公営住宅管理費 275 万円の増額は、24 ページにかけまして節 10 需用費で、公営日向住宅 1 軒の空き家修繕及び水回り等設備の一般修繕を見込み、250 万円の増額を見込むものです。

次の節 12 委託料 25 万円の増額は、各住宅の敷地内老齢木の伐採等を見込み増額するものです。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 09 消防費です。項 01 消防費、目 03 消防施設費、（02）町単独消防施設整備事業費 24 万円の減は、先程 5 ページ第 2 表継続費補正でご説明いたしました 2 か年の継続事業であります第 4 分団栃久保詰所の建設工事等について、当該詰所に接する都道に関して西多摩建設事務所と協議を行ったことにより一部工法を変更したため、全体予算額を増額するとともに、工期の見直しにより年度別の支出見込額が変更となったため、各費目を増額、或いは減額するものです。

なお、本補正予算をご決定いただいた後、入札等の手続を進めてまいります。その後、契約案件として改めて町議会にてご審議をいただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

次の目 04、（01）防災費 100 万 3,000 円の増は、節 10 需用費では、説明欄記載の修繕費を 19 万 8,000 円増額するものですが、これは J－A L E R T 受信機の故障に伴い修繕を行うもので、次の節 12 委託料 85 万 5,000 円の増額は、内訳といたしまして、計測震度計は定期点検費用の改定により、また、防災行政無線の U P S 交換につきましては、放送設備の無停電電源装置のバッテリーの故障に伴い、交換費用を計上するものです。

以上で、消防費の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開します。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の説明からお願いします。教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 24 ページ、款 10 教育費からはじめます。項 01 教育総務費、目 02 事務局費、節 17 備品購入費 20 万円の増額は、小・中学校の教職員と校務支援システムを繋ぐための指導主事用のパソコンを計上するものです。

目 03 教育指導費は、次ページにかけまして、小学校の教育支援員 2 名分の報酬が歳入のエデュケーション・アシスタント配置支援事業で補助されたことから、財源組替えるものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業（01）小学校管理費、節 10 需用費 34 万

8,000 円の増額は、無線型緊急警報装置の通報用ペンダント型リモコン 1 校 16 個、2 校で 32 個、小型サイレン 1 校 10 個、2 校で 20 個を計上するものです。

目 02 教育振興費、事業（01）小学校教育振興費 37 万 3,000 円の増額は、節 13 使用料及び賃借料で、古里小、氷川小学校 5・6 年生が横田基地を訪問し交流する際のバスの賃借料、節 18 負担金・補助及び交付金で、東京都教育委員会が推進する説明欄記載のデジタルを活用したこれからの学び事業、補助率 10 分の 10 について実践する古里小学校へ補助するものです。

目 03 学校建設事業費、事業（01）小学校建設事業費、節 14 工事費 721 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の古里小学校、氷川小学校無線型緊急警報装置設置工事は、7 月に立川で起きました小学校侵入事件を受け、学校と協議し、防犯対策といたしまして職員室と各教室を無線で結ぶ緊急警報装置の設置を歳入でご説明いたしました新しい時代の学校施設整備補助事業補助金を活用し、工事するものです。

古里小学校プールサイド床改修工事は、プールサイドが経年劣化により床材の剥離が目立ち、今後利用者がけがするおそれがあることから、新たにプールサイド用の防水シートを張る工事を行うもので、来年度予算計上では 6 月のプール開始時に間に合わないおそれがあることから、補正予算で計上するものです。

次ページをお願いします。項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業（01）中学校管理費、節 10 需用費 18 万 7,000 円の増額は、小学校同様、緊急警報装置用のリモコン 18 個、小型サイレン 10 個を購入するものです。

目 02 教育振興費、事業（03）奥多摩中学校教育振興事業費 118 万 3,000 円の増額は、奥多摩中学校 3 年生が企画したイベント〇〇祭に係るもので、節 01 報償費でイベント出演者に対する謝礼、節 10 需用費でスタッフ用 T シャツ、チラシ印刷代等、節 12 委託料でイベント花火打ち上げ委託を計上するものです。

目 03 学校建設費、事業（01）中学校建設事業費は、節 14 工事請負費 99 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の工事を小学校同様に行うものです。

次に、項 06 保健体育費、目 02 体育施設費、事業（01）学校開放事業費、節 12 委託料 66 万 1,000 円の増額は、説明欄記載のプール監視業務について、猛暑のため、学校が夏季休業に入った 7 月 23 日から 31 日まで、平日午前 9 時から午後 5 時までのプール開放を追加実施したものです。

次ページをお願いします。事業（03）総合運動場維持管理費、節 10 需用費 51 万 8,000 円の増額は、消耗品で、町スポーツ協会、使用団体等よりグラウンド内野部の黒土の補充

要望のため、節 06 修繕費は、駐車場の照明設備が老朽化のため、器具交換を行い、LED化するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次は款 12 公債費です。項 01 公債費、目 01 元金、事業（01）長期債元金償還金 34 万 6,000 円の減額は、臨時財政対策債の借入れ時の規定に基づき、借入れ後 10 年経過による利率見直しによるもので、次の目 02 利子、事業（01）長期債利子償還費 105 万 8,000 円の増額は、主に令和 6 年度に借り入れた起債の利子額の確定により増額するものです。

次の款 14 予備費 42 万 4,000 円の増額は、歳入歳出の予算調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、32 ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、5 ページの第 2 表にございます継続費の補正を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を表しております。

33 ページをお願いいたします。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました元金償還金の補正等を反映し、一般会計における区分ごとの現在高や起債見込額並びに元金償還見込額等を表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして、議案第 46 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 46 号の説明は終わりました。

次に、議案第 47 号及び議案第 48 号についての説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 議案第 47 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 04、項 01、目 01 繰越金 726 万 2,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

はじめに、款 01、項 01、目 02、事業（01）事業費 696 万 2,000 円の増額は、節 08 旅費で 5 施設合同企画東京アイランドツアーに係る特別旅費 2 名分の旅費を 6 万円増額し、節 10 需用費 353 万 2,000 円の増額は、01 消耗品費は、事業用消耗品を 160 万 2,000 円増

額。04 印刷製本費は、事業紹介用パンフレット 1 万部を増刷するため 25 万円増額します。06 修繕費は、園内危険箇所の修繕を行うため 168 万円を増額するものです。次の節 12 委託料 190 万円の増額は、説明欄記載のとおり、それぞれ増額するものでございます。次に、節 15 原材料費 14 万円の増額は、シカ柵ネットの購入を見込み、節 17 備品購入費 130 万円の増額は、イベント用機材収納倉庫などを見込み、節 18 負担金・補助及び交付金 3 万円の増額は、伐木等業務講習の負担金を見込むものでございます。

次に、款 02、項 01、目 01 予備費 30 万円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上で、議案第 47 号の説明は終わります。

続きまして、議案第 48 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 04、項 01、目 01 繰越金 1,308 万 3,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01、項 02、目 01、事業（01）利用管理費 1,308 万 3,000 円を増額するもので、節 08 旅費は、5 施設合同企画東京アイランドツアーに係る特別旅費 2 名分の旅費を 6 万円増額し、節 10 需用費で 718 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の消耗品及び修繕費を今後の事業に関わる必要経費を増額するもので、修繕費については、ケビンのシーリングファンや園内浄水関係など、園内施設の老朽化に伴い修繕を見込むものでございます。次に、節 11 役務費 30 万円の増額は、今後の実績見込みにより増額するものでございます。次の節 12 委託料 290 万円の増額、節 13 使用料及び賃借料の増額は、説明欄記載のとおり、それぞれ増額するものでございます。次に、節 17 備品購入費 231 万円の増額は、昨年度から実施しているケビンの 2 段ベッド 21 台分を見込み、節 18 負担金・補助及び交付金 13 万 6,000 円の増額は、伐木等の業務講習及び仮払い等講習会等の負担金を見込むものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明は終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 47 号及び議案第 48 号の説明は終わりました。

次に、議案第 49 号及び議案第 50 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第 49 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 01、項 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民保険税 385 万 8,000 円の増額は、当初課税額確定によるもので、内訳といたしまして、節 01 医療給付費現年課税分は 269 万円を、節 02 後期高齢者支援金現年課税分は 110 万 4,000 円を、節 03 介護納付金現年課税分は 6 万 4,000 円をそれぞれ増額するものです。

次に、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 02、節 01 子ども・子育て支援事業費補助金 974 万 6,000 円の計上は、子ども・子育て支援法の改正に伴う国民健康保険システム改修費用に充当するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

次に、款 06、項 01 繰越金、目 01、節 01 その他繰越金 2,353 万 7,000 円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業（01）一般管理費 974 万 6,000 円の増額は、節 12 委託料において、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和 8 年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に対応するため、国民健康保険システム改修委託を新たに計上するもので、財源につきましては歳入国庫補助金でご説明いたしました子ども・子育て支援事業費補助金です。

次の項 02 徴税費、目 01、事業（01）徴税総務費 28 万円の増額は、節 10 需用費において、納税通知書を作成するため、印刷製本費を増額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 02 高額療養費、目 02、事業（01）一般被保険者高額介護合算療養費 3 万 3,000 円の増額は、実績見込みにより増額するものです。

次に、款 03 国民健康保険事業納付金、項 01 医療給付費分、目 01、事業（01）一般被保険者医療給付費分、8 ページをご覧くださいまして、次の項 02 後期高齢者支援金等分、目 01、事業（01）一般被保険者後期高齢者支援金等分、次の項 03、目 01、事業（01）介護納付金分は、東京都に支払う事業納付金が確定したため、それぞれ記載の金額を減額するものです。

次に、款 06、項 01、目 01、事業（01）基金積立金 2,761 万 6,000 円の増額は、歳入でご説明いたしましたとおり、実質の前年度繰越金が多額にあること及び東京都に支払う事業納付金の確定に伴う減額などにより現時点での基金積立金の積み増しを見込むものです。

次に、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、9 ページをご覧くださいまして、目 01、事業（01）一般被保険者保険税還付金 100 万円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料において、主に社会保険加入に伴う還付に対応するため、説明欄記載のとおり一般被

保険者保険税還付金を増額するものです。

次の目 02、事業（01）償還金 2,513 万 3,000 円の増額は、節 22 償還金利子及び割引料において、説明欄の記載のとおり国・都支出金及び療養給付費交付金返還金を増額するもので、内訳といたしまして、普通交付金が 2,184 万 7,000 円、特別交付金が 325 万 5,000 円、社会保障・税番号システム整備等補助金が 3 万 1,000 円それぞれ増額するものです。

以上で、議案第 49 号の説明を終わります。

次に、議案第 50 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 01 保険料、項 01、目 01 後期高齢者医療保険料 476 万 2,000 円の増額は、当初賦課額確定によるもので、内訳といたしまして、節 01 現年度分特別徴収保険料が 131 万 9,000 円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料が 375 万 8,000 円の増額、節 03 滞納繰越分普通徴収保険料が 31 万 5,000 円の減額となります。

次に、款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 高齢者医療制度事業費補助金 99 万 9,000 円の増額は、内訳といたしまして、節 04 子ども・子育て支援事業費補助金において、子ども・子育て支援法の改正に伴う後期高齢者医療システムの改修経費として 72 万 6,000 円を、節 05 マイナ保険証推進等事務補助金において、資格確認書の暫定運用継続による郵券代補助の概算分として 27 万 3,000 円をそれぞれ新たに計上するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

次に、款 03 繰入金、項 01、目 01 一般会計繰入金 76 万 4,000 円の増額は、広域連合からの通知に基づくもので、内訳といたしまして、節 03 事務費繰入金が 76 万 7,000 円の増額、節 04 保険料軽減措置繰入金が 3,000 円の減額となります。

次に、款 04、項 01 繰越金、目 01、節 01 前年度繰越金 759 万 4,000 円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

7 ページをご覧ください。次に、款 05 諸収入、項 05、目 01、節 01 雑入 206 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負担金還付金及び未収金補填分負担金還付金につきまして、あらかじめ広域連合へ納付していた負担金が令和 6 年度の実績により確定したため、それぞれ説明欄記載の額を増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01、事業（01）一般管理費 8 万 3,000

円の増額は、節 11 役務費において、当初マイナ保険証をお持ちの方には普通郵便で資格情報のお知らせを、お持ちでない方には簡易書留郵便にて資格確認書を送付する予定でしたが、マイナ保険証の保有状況にかかわらず全ての方に資格確認書を交付する暫定運用が継続されたため、郵券代について実績勘案により計上するもので、歳入国庫補助金でご説明いたしましたマイナ保険証推進等事務補助金を充当いたします。

次の項 02、目 01、事業（01）徴収費 72 万 6,000 円の増額は、節 12 委託料において、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和 8 年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に対応する後期高齢者医療システム改修委託を計上するもので、財源につきましては、歳入国庫補助金でご説明いたしました子ども・子育て支援事業費補助金です。

次に、款 02、項 01 広域連合納付金、目 01、事業（01）広域連合分賦金 1,317 万 3,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金において、説明欄記載の各負担金について保険料当初賦課額の確定及び令和 6 年度負担金の確定などに伴い、それぞれ増額または減額するものです。

次に、款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、9 ページをご覧くださいまして、目 03、事業（01）広域連合返還金 44 万 9,000 円の増額は、節 12 償還金・利子及び割引料において、令和 6 年度葬祭費支給事業受託金の確定により説明欄記載のとおり返還金を増額するものです。

次の項 02 繰出金、目 01、事業（01）一般会計繰出金 175 万 3,000 円の増額は、節 27 繰出金において、令和 6 年度決算額確定に伴う未収金補填分負担金、葬祭費負担金及び保険料滞納繰越分について一般会計に返還するものです。

以上で、議案第 50 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 49 号及び議案第 50 号の説明は終わりました。

次に、議案第 51 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 議案第 51 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入です。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料、節 01 現年度分特別徴収保険料 15 万 8,000 円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料 1 万 3,000 円の増額は、それぞれ令和 6 年度から第 9 期介護保険事業計画に基づく介護保険料により算定し、また、今年度も本算定賦課に基づき補正するものです。

節 03 滞納繰越分普通徴収保険料 29 万 3,000 円の減額は、令和 6 年度の保険料収納実績

が確定したことに伴い減額するものです。

次に、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金、節 01 現年度分は、負担金の見込みにより 430 万 8,000 円の増額、節 02 過年度分は、窓開けで計上していた額を令和 6 年度決算の確定に伴い、1,571 万円を増額するものです。

なお、以下歳入の 7 ページ、8 ページにかけて各款の節 02 過年度分の 1,000 円の減額は、全て当初予算で窓開け計上していた額を前年度決算の確定に伴い減額するもので、過年度分の説明は省略させていただきます。

次の項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金、節 01 現年度分 181 万 8,000 円の増額から 7 ページにかけて、目 05 介護保険保険者努力支援交付金、節 01 介護保険保険者努力支援交付金まで、それぞれ交付金の見込みにより増減するものです。

次に、款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金、節 01 現年度分は、交付金の見込みにより 700 万 8,000 円の増額、節 02 過年度分は、窓開けで計上していた額を令和 6 年度決算の確定に伴い、124 万 3,000 円を増額するものです。

次の目 02 地域支援事業支援交付金、現年度分 31 万 8,000 円の増額は、国庫支出金と同様に、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

次に、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金、節 01 現年度分は 412 万 6,000 円の増額、節 02 過年度分は、窓開けで計上していた額を令和 6 年度決算の確定に伴い、67 万 8,000 円を増額するものです。

次の項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 01 現年度分 14 万 7,000 円の増額、8 ページをご覧ください。次の目 02 地域支援事業支援交付金（包括的支援事業・任意事業）、現年度分 38 万 5,000 円の減額は、国庫支出金と同様に、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

次に、款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金、節 01 現年度分 324 万 4,000 円の増額から目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、節 01 現年度分 38 万 5,000 円の減額まで、それぞれ歳出の見込みにより補正するものです。

次の目 05 その他一般会計繰入金、節 01 事務費繰入金 5 万 5,000 円の増額は、総務費の増加により増額するものです。

次に、項 02 基金繰入金、目 01 介護給付費準備基金繰入金 698 万 6,000 円の減額は実績により減額するものです。

次に、款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 使用料 13 万円の増額は、9 ページにかけて説明欄記載のとおり、各事業の利用者負担金を見込みにより増額するものです。

次に、款 10 繰入金は、令和 6 年度の会計の確定により 698 万 2,000 円を増額するものです。

10 ページをご覧ください。続いて歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、事業（01）一般管理費、節 10 需用費 5 万 5,000 円を増額は、被保険者証の印刷製本費を増額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費、目 01 介護サービス等諸費、事業（01）居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 1,919 万 2,000 円を増額は、いずれも実績見込みにより説明欄記載のとおり各サービス給付費等を増額するものです。

次の項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費、事業（01）介護予防サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 35 万 2,000 円を増額は、実績見込みにより説明欄記載のサービス給付費等を増額するものです。

11 ページをご覧ください。次の項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料、事業（01）審査支払手数料、節 12 委託料 1 万円を増額は、実績見込みにより東京都国民健康保険団体連合会に支払う保険給付審査支払事務委託料を増額するものです。

次の項 04 高額介護サービス等費、目 01 高額介護サービス等費、事業（01）高額介護・高額医療合算介護サービス等費 640 万円を増額は、実績見込みにより増額するものです。

次の項 05 町特別給付費、目 01 町特別給付費、事業（01）町特別給付費は、財源組替えで増減はございません。

次に、款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、12 ページをご覧ください。事業（01）介護予防・生活支援サービス事業費、節 12 委託料 118 万円を増額は、実績見込みにより介護予防デイサービス事業費を増額するものです。

次の事業（02）一般介護予防事業費、節 10 需用費 1 万 6,000 円を増額及び節 12 委託料 6 万 5,000 円を増額は、筋力向上トレーニング事業で使用している福祉会館 2 階トレーニングマシンの消耗品購入費とメンテナンス委託料を増額するものです。

次の項 02 包括的支援事業・任意事業費、事業（02）総合相談事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 212 万円の減額は、地域包括支援センターの臨時職員が町の会計年度任用職員となったことから減額するものです。

次の事業（04）任意事業費、節 12 委託料 16 万 8,000 円を増額は、実績見込みにより配食サービス事業費を増額するものです。

次に、款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 01 第 1 号被保険者保険料還付金、

事業（01）第1号被保険者保険料還付金は、財源組替えで増減はございません。

次の目02償還金、事業（01）償還金、節22償還金・利子及び割引料は872万4,000円の増額は、前年度の会計確定に伴い超過交付となっている地域支援事業費に係る国・都負担金及び支払基金交付金を返還するため、説明欄記載のとおり増額するものです。

14ページをご覧ください。次に、款07基金積立金、項01基金積立金、事業（01）介護給付費準備基金積立金、節24積立金394万5,000円の増額は、過年度分の介護給付費負担金及び交付金について今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置です。

以上で、議案第51号の説明を終了いたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第51号の説明は終わりました。

次に、議案第52号についての説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） それでは、議案第52号 令和7年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

タブレットの議案第52号をお開きいただきまして、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出の実施計画書のうち支出でございます。

款1資本的支出でございますが、総額で51万8,000円を増額するものでございます。

項1建設改良費、目1管路建設改良費では1,544万4,000円の減額及び目2処理場建設改良費1,525万7,000円の増額は、小河内処理区の処理場やマンホールポンプを計画的に更新しておりますが、ポンプの更新につきましては当初計画より進捗が進みましたため減額し、同程度の額を処理場の電気機械設備の更新整備に振り向けたことによるものです。

次に、項3浄化槽建設改良費70万5,000円の増額は、大丹波地区の浄化槽設置費において施工が困難な箇所のため、また、浄化槽周辺の安全対策にかかる費用が必要なことから増額するものです。

次に、3ページから6ページまでは、予定貸借対照表ですが、先程ご説明いたしました実施計画書の増額分を資産の部のうち構築物において、また負債の部のうち未払金につきまして増減額を反映した予定貸借対照表となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第52号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 52 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

議案第 46 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行い、議案第 47 号から議案第 52 号までについては、歳入歳出を含めて一括で行います。

はじめに、議案第 46 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 46 号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

ページ 12 ページ、(03) 庁舎建設整備事業費、節 13 の立木保管場所等賃借料のところ
で、これは借りる場所と広さと賃貸契約、どのくらいの期間お借りするのか、分かる範囲
で教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 8 番、宮野議員からのご質問にお答えいたします。

ページ 12 ページの事業 (03) 庁舎建設整備事業費、節 13 使用料及び賃借料の立木保管
場所等賃借料の中のご質問で、場所と広さと期間というご質問と思います。こちらにつき
ましては、まず伐採した立木を仮置きをする場所をお借りするのと、その後、立木になり
ますので屋根つきの場所をお借りすることができましたので、2 か所をお借りすることを
考えてございます。

1 つ目は、仮置場といたしましては川野の 780 番地付近、庄の指（しょうのさす）の辺
りになりますけれども、こちらの道路沿いの広い広場みたいなどころがあるんですけど
も、そこを仮置場としてお借りする予定でございます。広さのほうにつきましては、おお
よそなんですけれども、約 250 から 300 m² ぐらいかなと思ってございます。

またもう一つ、先程屋根つきのということで場所をお借りしているのが小菅村のほうの
場所になりますけれども、小菅村の 1,242 番地付近ということで、こちら建設業者さんの
資材置場が使っていない場所があるということで、そちらのほうを屋根つきというところ

でお借りできる予定となっておりますので、そちらをお借りする予定でございます。広さといしましては約なんです、200 m²ぐらいです。予算上は年度の予算ということになりますので、6か月分を見込んでおります。ただ、木材を搬出、保管した後に、実際、家具の一部として使う予定でございますので、家具の製作の状況を見ながら、そのタイミングまでは保管をしていただくということになりますので、令和8年度の途中まではお借りしたいというふうに考えてございまして、今回の補正では令和7年度分に係る賃借料の見込みとして50万円を見込ませていただいたものになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。1番、榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

19 ページです。上段の目 02 農作物有害鳥獣対策事業費、節の 17 備品購入費とありまして、ここで待ちに待ったというか、サルの大規模捕獲の檻の購入だと思います。それに伴う遠隔システムのカメラだったり、冷凍庫が附帯としてあるのかなと思いますが、これは檻を購入するから、今回に限らず、サルが出たというときには新たな予算とか組むことなく、町民の要望に応える形で設置をできる仕組みがこれで完成するのかなというところが一つ知りたいです。

それから、これからスタートするんで、まずはじめにどこに設置して、どういうふうに運用していくというか、何か所ぐらいを対象に考えているのか。

それから、最後におまけですが、冷凍庫は何に使うのかなと思ったんで、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

ページ 19 ページ農作物有害鳥獣対策事業費の中の節 17 備品購入費の関連で、サルの大規模捕獲に向けてということでご質問でございます。

まず今回、所管課観光産業課といたしましては、1か所ということで大規模捕獲用の檻を購入するものでございます。ただ、現状町内全域でサルの出没がございますので、移動も可能な檻ではございますが、今回の運用の状況によって移動という形を取るのか、また来年度に向けて新たに追加をするのかは、今後の検討課題ということでご理解いただきたいと存じます。

なお、設置の場所でございますけれども、現時点、所管課としましては、小河内地区を

予定をしてございます。町有地、旧小河内小・中の校庭を活用できないかということで、今後、地元への説明会、その後餌づけを行いまして、サルの警戒心がなくなった後に檻を設置をして、更に餌づけをし、捕獲という形でございますが、檜原村さんの例ですと、昨年の秋口に設置をされて年内 12 月末に約 40 頭捕獲をできたという状況でございますので、できれば年を越さずに年内のうちに一度捕獲ができないかというふうに考えているところでございます。

なお、檜原村さんの例ですと、冬場の餌がない時期でなくとも、今年度に入ってから夏前に同じ場所で、同じように約 40 頭余り捕獲ができたというふうにお聞きしておりますので、そういった状況も参考にしながら、今後の運用を考えていきたいというふうに検討しているところでございます。

一方で、冷凍庫ということでご質問もいただいたかと存じますが、こちらは捕獲した後の一時保管という形で、こちらも檜原村さんを参考に、大学の研究所に検体という形で提供できないか、そのまま殺処分をして埋設ではなく、研究という形での検体を行うための冷凍庫を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。6 番、澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） 今のに関連してなんですけど、サルの餌づけをするために結構餌代もかかったり、先程の小河内の地元のほうも大分協力も必要だったり、いろんな周りを巻き込んでやるということも必要だと思うんですけど、そのところはどのように考えているか教えていただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 6 番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

同じく 19 ページ、農作物有害鳥獣対策事業費の中で、サルの大規模捕獲に向けて餌づけに関連してということでご質問をいただいたところでございます。

餌づけの費用につきましては、当初予算の消耗品の中で 40 万円予算計上しているものがありますので、そちらの活用はもちろんです。今後、補正予算可決いただいた後の調整になりますけれども、継続的に 3 か月、4 か月餌が必要になってきますので、例えば町内の飲食店等で残飯等廃棄というものがあるのであれば、そういったものも活用できないかというふうに考えているところでございます。

当初予算については、檜原村さんも途中でやはりなかなか確保が難しく、他県の町村さんからリング等も取り寄せたというふうに聞いておりますので、そういった形も含めて、

餌づけも大事なところになりますので、継続的に餌が確保できるように努めてまいります。一方で、地元のご理解というところの中で、今後、地元への説明会はもちろん開催をさせていただき、檻を設置する周辺にサルをおびき寄せる状況になりますので、その点ご理解がいただけるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

今回の選定場所を小河内地区の案としても、氷川地区、古里地区ですと、更に人家が近いというような状況もあり、町有地の候補地がなかなか検討が難しいというところもありまして、今年度は小河内地区1か所という形で現時点予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今のところですが、先程冷凍庫は、サルの一時的な保管に使うと、大学等で検体等にできたらというお話でしたけれども、全て冷凍庫に入れてしまうということではなくて殺傷した後、検体できなかった後の処分というのはどのようにされるか、伺います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員のご質問にお答えします。

同じく19ページ、農作物有害鳥獣対策事業費に関連しての中の備品購入費、冷凍庫に関連してということでございます。檜原村さんにおかれましては全て検体という形で調整ができていうふうにお聞きしておりますので、奥多摩町においても同じように検体という形で進めていきたいと考えております。

ただ、全て検体という形が難しかった場合には、これまでも有害鳥獣捕獲した中でクマ等、町有地に埋設を町職員で行っておりますので、同様の対応も含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今のところですが、分かりました。冷凍庫には、具体的にというか、何頭ぐらい、ざっくりでいいので、どれぐらいの頭数が入るのか。そのような仕様の冷凍庫があるのかということをお伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員の再質問にお答えをいたします。

現時点で検討しております冷凍庫は業務用で、特に獣害用の冷凍庫ではなく、一般的な

業務用で 7550 のものがございます。こちらも檜原村さんを参考にするという形でございますので、一時的な 40 頭前後について保管ができるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。9 番、高橋議員。

○9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

15 ページなんですけど、長寿ふれあい食堂推進事業のところ、補助金増ということで、参加人数が結構増えてきたということで補助額が上がったということなんですけど、1 か月に 1 回開催していると思うんですけど、大体平均すると、1 回当たり何名ぐらいの方が来ているのか。最近のデータでもいいし、分かる範囲でお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 9 番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

ページが 15 ページ、事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費の参加人数ということでございますが、直近の今年度の数字ということにはなりますけれども、今年度 5 回ほど開催してございますけれども、鳩ノ巣駅前のさんらくというところで開催がそのうち 5 回ということですが、参加人数がそれぞれ 50 名から 60 名前後、さんらくについては参加していただいております。また、境の自治会で 1 回開催しまして、このときは 19 名の参加ということでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。1 番、榎戸議員。

○1 番（榎戸 雄一君） すみません、また戻ってサルのところなんですけど、先程小河内地区からはじめたいという回答がございました。私も檜原のサルの講習会には出席させてもらったんですが、大体群れをつくって 1 日に 10 km とか 20 km とか移動する話もありました。今回対象となる群れの行動は把握されているのか。それとも設置する場所が小河内がいいかなというところで始まっているのか、その辺の背景をちょっとご説明いただければと思います。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1 番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

19 ページの農作物有害鳥獣対策事業費の関連で、群れの状況ということでございますけれども、こちら昨年度、委託事業で携帯システム GPS 発信機装着業務委託ということで、株式会社野生動物保護管理事務所に業務委託をいたしまして、町内のサルの群れの

状況を把握をしているところでございます。その中で、小河内地区については、三沢群、雨降り群、留浦群、更に不明群という形で、群れがあるということ並びに昨年度からの獣害報告LINEアプリも導入しておりますので、その状況であったり、もしくは町関連の財団ということで小河内振興財団の事務所もございますので、校庭に群れで来ているという情報がございますので、ある程度群れの出没があるというところでの今回檻の設置場所の選定でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。10 番、原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

ページ数が 21 ページ、款 07 商工費なんですけど、（02）観光施設整備事業費で、節の 14 工事請負費 3,650 万なんですけど、はとのす荘のLEDの工事、或いはねねんぼうの温泉施設工事、それから川井キャンプ場のシャワールームの建設という 3 点あるんですけど、その辺の個々の金額が分かれば教えていただきたい。それから工事期間もいつ頃終了するのか、それを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 10 番、原島議員のご質問にお答えをいたします。

21 ページ、商工費の中の事業（02）観光施設整備事業費でございます。節 14 工事請負費、説明欄記載の内訳でございますが、はとのす荘の設備更新工事増につきましては、150 万円を増するものでございます。当初 180 万で見込んでいたところでございますが、資材等の高騰等もございまして 150 万を増するものでございます。当初予算のときにも説明させていただきましたが、はとのす荘館内のバックヤード、厨房、控室、倉庫等の照明のほか、客室も一部洗面脱衣場の照明のLED化ということで、はとのす荘全体で 111 か所の照明のLED化でございます。基本的にはバックヤードでございますので、営業中も可能かと考えておりますが、一部客室等もありますので、現在、はとのす荘は休館日もございますので、営業に支障がない形での工事を予定しているものでございます。

続いてねねんぼう温泉設備設置工事、こちらは 1,200 万円を見込むものでございます。ねねんぼうの浴室、男性用女性用それぞれ合計 2 か所を鶴の湯の温泉を活用できるような形での配管等と、もしくは配湯を受けた際のタンク等を新たに設置をするものでございます。こちらについては、冬場、お客様が少なくなる時期を見込んでの形になろうかと思いますが、工事を予定しているものでございます。

次のページ、川井キャンプ場のシャワールーム設置工事でございますが、こちら 2,300 万円を見込むものでございます。既存の古いトイレをシャワールームという形に改めるも

ので、男性用女性用をそれぞれ2つのシャワールームを更衣室等も含めて工事を行うものでございます。こちらもおフシーズンになる冬場、12月以降になろうかと思いますが、工事を予定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑は。8番、宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

同じページで21ページ、款07商工費、(01)観光施設維持管理費のところでは需用費の500万、修繕費増とありますが、内訳的にどのようなものが修繕に増えたのか。また、トイレだとすると、トイレをつくってから何年ぐらいたって、そろそろあちこちが壊れるのかななんて思ったんですけども、この修繕費の内訳についてお知らせいただければありがたいです。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 8番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

ページ21ページ、目02観光施設費、事業(01)観光施設維持管理費の修繕費500万増についてのご質問かと存じます。こちら現時点で予定しているものといたしまして、指定管理施設の関連で、氷川釣場のエレベーター、もしくはエアコン、一方、ご質問のありました観光トイレにつきましては、鳩の巣駐車場前の観光トイレを現時点で予定しているほか、そのほか例年冬場のオフシーズンのときに、そのほか修繕が必要なところに対応しているところがございますので、そういった部分で予定をしているものでございます。

なお、トイレについては町内全域の中で、ちょうど洋式化してから約10年ほど経過しておりますので、常々日頃から軽微な修繕等もございますので、鳩の巣駐車場前以外のトイレについても予定をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 25ページです。25ページの教育費になります。一番下の小学校建設事業費のところでは、小学校、それから中学校のほうもあるんですが、無線型の緊急警報装置、外部からの侵入者に対応するということで、3校に設置するというので、どのような装置なのか。それともう一つは、侵入者があったときにどのようにそれを使用し、職員室と教室との間だと思うんですけど、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 9番、高橋議員さんの質問にお答えいたします。

ページが 25 ページの一番下です。目 03 学校建設費のところ、氷川小学校、古里小学校の無線型緊急警報装置設置ということで、どのようなもので、どのような使用の仕方かというご質問です。各教室と職員室を無線で繋ぐ装置になっていまして、職員室のほうには本体がありまして、どこの教室でベルが鳴ったという表示が出るようなものになっています。教室のほうでは教員がペンダント型のリモコン、ぶら下げるとか手に持っていまして、ボタン押すとどこの教室かというようなことが分かるような仕組みの装置となります。内容については各教室に送信機がありますので、校舎内だけで使用できるものとなっております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

ページ数先程と同じ 25 ページ、教育指導費で財源組替えてエデュケーション・アシスタントを配置なさったということでお伺いしたんですが、男性か女性かと、あとどのようなお仕事をしているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3 番、森田議員さんのご質問にお答えします。

ページ同じく 25 ページの一番上です。教育指導費のところ、エデュケーション・アシスタントの男性か女性か、またどのような使い方かということです。古里も氷川も女性の方が配置されております。それで今、両校とも 1 年生の教室に入っていて、メインの教員がいるんですけども、中には特別な支援が必要な子どもとかちょっといますので、そのような子どもの横について学習の指導だったり、みんなで学習ができるような形で補助しているような方となります。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

今と同じページで、小学校教育振興費のところ、使用料及び賃借料のところ、バス賃借料のところの説明で、横田基地の見学というふうなお話だったと思うんですけど、これはどういった趣旨のものなのか、ご説明をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5 番、大澤議員さんのご質問にお答えします。

同じページの教育振興費のところになります。バスの賃借料ということで、横田基地の

どのような内容かということですが、古里小学校、氷川小学校の５・６年生が横田基地の方へ行きまして同学年の子どもたちと交流を行う形になります。

○議長（小峰 陽一君） ５番、大澤議員。

○５番（大澤由香里君） ５番、大澤です。

横田基地でやる意味というのは。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） 横田基地で行うという小学生の交流です。理由なんです、近年グローバル教育ということで、大変英語教育に力を入れております。これは国でも都でもそうなんです、大変力を入れております。

その中で、昨年令和６年度に横田基地の５・６年生が古里小学校へ来ました。そのときに、人数が非常に同じような数で合うということと、爆発的にあちらの数が多いというわけではなくて、１クラスが２５人というクラスですので、５・６年生が来ました。子どもたちの１年間のいろんな思い出の中で、非常にそここのところが取り上げられていたということ。それから、この近隣でも、中にはアメリカの学校なわけですので、そこと交流できるというチャンスがなかなかないです。皆さんご希望されるんですけど、なかなかなくて、そこで私は自分がボランティアとかしているものですから、お話をしたところ、うちのサイズが非常にいいということ、それから、周りに自然がたくさんあるということ、それから、横田基地の方もよくこの辺に遊びに来て知っているということも含めて、あちらの校長先生から、ぜひこれからも交流したいということでお話をいただきまして、こちらからバスを仕立てて今度は行く形になります。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ５番、大澤議員。

○５番（大澤由香里君） ５番、大澤です。

ということは町独自の交流事業ということになりますね。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） 町独自の事業です。東京都のほうにももちろん行っていることはお伝えしていますし、町独自の交流事業ですし、多分東京都でうちだけだと思っています。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。８番、宮野議員。

○８番（宮野 亨君） ８番、宮野でございます。

次のページの 26 ページ、奥多摩中学校教育振興事業費の中の真ん中辺、節 12 委託料、説明では、中学イベント花火打ち上げ委託、この 80 万というのはちょっとイメージがわからないので、詳しく分かる範囲で教えていただければありがたいです。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 8 番、宮野議員さんのご質問にお答えします。

26 ページ中段の奥多摩中学校教育振興事業費のところで、奥中イベント花火打ち上げ委託の内容ということで、こちら今、奥多摩中学校のほうで 10 月の 26 日の日曜日、ふれあいまつりの日とかぶるんですけども、その日に奥多摩中学校の 3 年生のほうで〇〇祭というイベントを企画しております。その中で、メインのイベントとしまして 18 時から奥多摩中学校のグラウンドのほうで花火の打ち上げを予定しております。その委託料となります。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

同じく 26 ページの奥多摩中学校教育振興事業費のところ、先程の委託料の 2 つ上、01 報償費、説明欄の奥中イベント出演謝礼のところが 18 万円ということで、何か出演者がいらっしゃるという予定になっているのでしょうか。内容を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2 番、伊藤議員さんのご質問にお答えします。同じところでは。

イベントの報償費ということで出演者が決まっているのかということですが、現在決まっているところもあれば交渉しているところもあります。まだ内容のほうは奥中のほうから出ていませんので、内容のほうは奥中から出てからということでご理解いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

ページが 17 ページ、款 03 民生費、項 02 児童福祉費、目 04 子ども家庭支援センター事業費、（01）子ども家庭支援センター事業費の節 12 委託料の説明のところに委託料 187 万、子育て移住・定住サイトリニューアル業務委託のところでございます。ホームページの中でサイトが変わるということで、具体的にどのように変わるのか。子育て移住・定住というのは奥多摩町の目玉でもあると思いますので、変わることに期待したいと思います。

けど、具体的に伺います。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページが 17 ページ、民生費の中の目 04、事業（01）子ども家庭支援センター事業費、12 の委託料、子育て移住・定住サイトリニューアル業務委託の内容は具体的にどのようなかわかるのかといったようなご質問かと思いますが、こちらにつきましては、今年度子育て定住推進課が新しくできたということで、主にはそのページ内のファイルの整理というものを一つ大きな目的としております。また、ページ全体の見た目、デザインにつきましては、町全体のホームページとの関係もありますので、大きく変更する予定にはなっておりません。

しかしながら、利用される方がホームページを訪れたときに、どのページに行くのか、分かりやすくするといった観点から、現在そのカテゴリーの中に含まれているページというのがカテゴリーとの関連性が違うようなところもございますので、そういったところを見直してページの全体の整理を図っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。1 番、榎戸議員。

○1 番（榎戸 雄一君） 1 番、榎戸です。

ページでいうと 24、上から 2 つ目、款 09 消防費、項 01 消防費です。目でいうと（02）町単独消防施設設備事業費、ここで先程ご説明もありましたが、4 分団の詰所のところでございます。待ちに待った詰所ができるんだなと思っておりますが、先程ご説明の中で、西建との調整で工法が変更になったとありましたが、ここはどんなもんだったのかなというところと、完成する当初スケジュールにここはかからないのかなとか、そんなところを聞きたくて質問しました。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 1 番、榎戸議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが 24 ページでございます。款の 09 の消防費、こちらの中の町単独消防施設整備事業費ということでございます。こちらの中で第 4 分団の栃久保詰所の建設工事に関しましてということのご質問でございます。先程説明の中で西多摩建設事務所との協議を行ったということでございますけれども、都道いわゆる日原街道に今度接する、今もそうなんですけれども、今度川側のほうで接するような形になるんですけれども、ちょっとそのいわゆる道路と今度の新しい詰所の接合部分というんですか、その工法によって法面に補

強を施さないと道路に影響が出てしまうというようなお話がございまして、そこを補強するための工法の見直しというようなことが主な内容ということになります。

また、2点目のご質問でスケジュールに影響がないかということでございますけれども、こちらにつきましては当初の想定ですと、この秋から着手するというような形で進めておりましたが、こういった調整事項が入りましたので、年内契約を目指してということで、実際の着手が年明けの1月からという形になりますが、最終的に完了の予定は来年の令和8年の12月頃をめどに進めていくということでございますので、基本的にはそこのおしまいのスケジュールは影響がないというふうな現在見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 6番、澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

ページ12ページになります。企画事業費の中の一番上の委託料で、第6期長期総合計画評価指標等策定支援業務委託増ということで150万増えていますけど、どういう内容で増えたのかを教えてくださいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 6番、澤本議員からのご質問にお答えいたします。

ページ12ページの事業（02）の企画事業費、こちらの委託料の中で、長期総合計画評価指標等策定支援業務委託の150万円の増の内容というご質問でございます。こちらにつきましては今年度長期総合計画における評価指標の設定ということで、当初予算のほうで50万円の計上させていただいてございました。その50万円の中で多摩大学総合研究所のほうに委託を行っておりまして、現在、評価指標の評価制度等の構築に向けた検討を進めております。

50万円の委託を結んだわけでございますが、今年度のこれまでの取組といたしましては、まず4月に職員を対象とした研修会を2日間、実施してございます。その後に5月に、今度町民を対象にということで住民の意見収集というところも含めてなんですが、読書会ということで5月に実施をしてございます。その中、アンケート等もいただいておりますので、その取りまとめ等を現在していただいているというものが当初予算で組んで50万円の内容になります。

今回の補正予算の150万円の増額の内容につきましては、評価指標の設定や評価委員会の立ち上げに向けて具体的な業務を進めていくために、今後、具体的な調整はしていきますけれども、9月から10月にかけて評価指標のデータ収集等を目的とした主要部署への

ヒアリングを多摩大学総合研究所において行っていただくことを予定してございます。そのデータを基に評価指標の基礎資料の取りまとめを合わせてお願いしたいと考えてございます。

評価委員会につきましては、今年度は 11 月以降で 2 回程度開催を考えてございます。評価指標及び評価方法等について審議会のほうでご審議をいただく予定となっておりますが、今後、多摩大学総合研究所との打合せを重ねて、具体的な内容については検討してまいりたいと考えてございますので、今お話ししました内容で見積りをいただきまして、150 万円の増額をしたと。総額では 200 万円の予算ということで取らせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

16 ページなんですけれども、16 ページで、項 02 児童福祉費、事業（14）子育て世帯臨時給付金事業費のところの節 18 負担金・補助及び交付金になります。400 名を見込んで子育て世帯臨時給付金を出すということなんですけれども、この 400 名の想定、対象者の要件というかそういったものは何があるのかというのを確認させていただきたいと思います。子ども手当などと同じものでしょうか。

更にすみません、もう 3 点ほど質問させていただきます。22 ページに飛びます。項 02 道路橋梁費です。目 02 として道路新設改良費のところ、事業（01）都補助道路新設改良事業費のところ、竹の平中線について何点かありますけれども、今年度がこうになって次年度以降、多分 250m ほどの実施ということなのかと思うのですが、どういった見通しになっているのかというのを、つまり、想定どおりに進んだ場合にいつ頃完成するのかというところを伺いたいというのが 1 つ。

次に、22 ページで、上の段、項 02 観光費です。事業（03）として五十人平野営場維持管理費のところ、節 13 使用料及び賃借料が実績見込みとして使用料増となっておりますので、これまでのところの実績がどのようになっているのか、確認をさせてください。

更に、20 ページに戻ります。20 ページで、目 03 森林費の中の事業として（07）森林環境整備事業費のところ、委託料として町有林間伐作業委託というものが新たにできています。東京都の補助の制度が新たにできたからということなのだと思いますけれども、その補助制度についての概要を少し伺いたいのと、この町有林を間伐するという作業の目標というか、間伐することでこの町有林の木をどう活用していくのかというところを、といたしますか、

間伐された木をどうするのかということと間伐した結果、残った立木を今後どう活用していくのかというところを含めて確認させてください。

以上で4点になります。以上です。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 2番、伊藤議員のご質問にお答えします。

4点あるうちの私のほうからは、まず1点目、ページで言いますと16ページになります。款03民生費の項02児童福祉費の中の目01児童福祉総務費の（14）子育て世帯臨時給付金事業費の中の節18負担金・補助及び交付金の子育て世帯臨時給付金の内容、要件とはということのご質問かと思います。

こちらにつきましては、まず400名と見込みました根拠につきましては、8月1日現在の住民基本台帳法の18歳以下の人口、こちらを基としております。8月1日現在の18歳以下の人口が385人でしたので、この数字を根拠として予算のほうは400人で計上させていただきました。また、対象とする児童につきましては、今申し上げましたように、18歳以下の児童を対象としております。なおかつ18歳以下で、基準日を10月1日としておりますので、10月1日現在で町に住民登録のある方、こちらが対象の児童といたしまして、申請につきましては対象児童と同居する保護者ということで要件とさせていただきます。

ご説明は以上です。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 伊藤議員の2点目のご質問、小丹波地内竹の平中線の関係で、今後の予定であるとか、それから完成をいつ目指すのかというご質問をいただいたかと思います。

竹の平中線につきましては現状の計画では小丹波の熊野神社下から西側に向かって延伸しまして、現状の町の認定路線としては、上部の小丹波農道にすりつくという計画になっているんですが、町外にお住みの地権者の方が今後協力をいただけるということで、ちょっと環境が変わってきたものですから、更に西側に延伸させて小丹波地内の西組内を流れる西沢水路に目がけて路線を延ばしていきたいというふうに考えてございます。

先程ご説明したとおり補正予算お認めいただいた上で、今後の測量、それから予備設計等を進めて、その成果に基づいて各地権者さんと用地の交渉をさせていただくという予定でおりますので、何年度に完成かというのは現段階ではお答えできないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2 番、伊藤議員の 3 点目、4 点目について観光産業課所管でありますので、お答えいたします。

まず 3 点目、22 ページ、事業（03）五十人平野営場維持管理費の使用料増に係るご質問でございますが、当初 4 月から 11 月までの利用期間という中で、約 2,000 名で当初予算を見込んでいたところでございます。現時点 8 月末までに 931 名の方にご利用をいただいているところでございまして、一番多いのはやはり 5 月、連休等もありますが、新緑の時期 320 名というところで、今後、秋の紅葉シーズン 10 月、11 月に向けてというところと、現時点、こちら雲取山荘さんに委託をしているところでございますが、トイレ等のキャパシティの問題等もございまして、現時点も休日は 30 張り、平日は 20 張りという形の予約数の制限でございます。最大東京都からは 70 張りという形で整備をいただいたところですが、今後秋に向けてこの制限をどこまで段階的に引上げができるのかも含めて、今回補正増をさせていただいたところでございます。

次に 4 点目、ページ 20 ページ、事業（07）森林環境整備事業費の町有林間伐作業委託に関連して都の事業ということでございますが、現時点、都の要綱もこれからというところで、説明のとおり歳入につきましては 12 月補正の計上を予定させていただいているところでございますが、現時点の都の資料によりますと、一部の市町村有林で手入れが行き届かず荒廃が進んでいるというところの中で、東京都として事業対象を拡大し、関係市町村と連携して間伐を促進するということと、あとは人とクマのすみ分け、緩衝エリアの関係でクマの防除に向けた課題等に対応した取組を推進できるのではないかとということで都は想定をされているところでございます。

今回この補助事業 2 分の 1 を活用しまして、現時点、観光産業課として予定していますのは、小丹波地内の入川上部 10 ha ほどを予定しているところでございます。間伐材についての活用についてもご質問ありましたが、今後の検討にはなりますけれども、場所によっては横ぶせという形になろうかと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

同じページ 20 ページの真ん中のところ、松くい虫駆除対策事業費のところなんです、24 万 6,000 円の補正増ということなんです、以前、相田議員からナラ枯れの質問があ

ったときに、基本的に道路に面して危ない危険な箇所のみ対応みたいなご答弁だったかと思うんですが、町民の方から結構枯れている木がいっぱいあるのが気になるというご意見もありまして、これ補正されていますけれども、そういった意味で、中腹というか、山の結構枯れているところが見えるところも対応していただけるのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページ 20 ページ、事業（03）松くい虫駆除対策事業費に関連をしてナラ枯れについてのお尋ねでございます。

松くい虫につきましては、ピンポイントで都の補助事業がございまして、こちら 2 分の 1 という中で、奥多摩湖畔を中心に計画的に松枯れ予防という形の事業を継続しているところでございます。

一方で、ナラ枯れにつきましては、議員ご質問の中でございましたが、相田議員から昨年 9 月議会でしたか、一般質問をお受けしたところでございますが、ナラ枯れのピンポイントの補助事業が現時点ないというところと、あと、この間、観光産業課の中で調べる中で、森林環境譲与税を活用して市町村でナラ枯れ対策を伐採等も含めて事業展開されている例もございますので、現時点、大澤議員ご指摘のとおり、今シーズンになって更に目に入る形で増えている状況がございまして、町に関連する部分について森林環境譲与税を財源としてナラ枯れの対策ができないか、観光産業課としましては来年度予算の要求に向けて現地で検討しているというところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 6 番、澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） ページが 32 ページになります。継続費ということで、当初の 5 ページとも絡んでいますけれど、継続費、また、当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況に関する調書ということで出ています。庁舎建設の事業費ということで、7 年度は今年度で、8 年度、9 年度でこれだけの数字というのが出ていて、一覧表になって、根拠というか、トータルすると年額でも相当な金額になるし、例えば来年度だと年額 10 億 3,000 万、9 年度が 24 億 6,300 万ですか、一般財源でも来年は 4 億円で、その次は 5 億 6,700 万。いろいろ継続費として一覧表に出てきて、今までは 7 年度ぐらいまで出たと思うんですけど、ここで一応 8 年度、9 年度が出たということは、非常に見やすくなった部分、どういう根拠を持って出してきたのか、そこをちょっと教えていただきたいし、庁舎建設もいよいよ本格的になるということで、具体的な数字というものがどの数字

を見ればいいのか、我々説明会のときは、事業費については 33 億というご説明があつてから、それからこれ見ると、トータル部分含めてどの数字を見て我々が議員として判断をしたほうがいいかということも含めて、この内容を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 6 番、澤本議員からのご質問にお答えいたします。

ページ 32 ページということで、5 ページの継続費補正の部分と絡めてということでございます。今回、5 ページと 32 ページということで全体の事業費ということで、補正前、補正後ということで記載をさせていただいてございます。

こちらにつきましては工事の実施設計を昨年度まで実施してございまして、7、8、9 年度の工事期間ということで、昨年度末に工事費の概算が出まして、議会のほうにもご説明させていただいたところでございます。当然 7 年、8 年、9 年の工事でございますので、7 年度の当初予算には計上させていただいてございます。これが補正前の部分でございまして、今回補正を加味しまして補正後ということで示させていただいてございます。全体では約 45 億円ということで、この表で見取れますけれども、7 年、8 年、9 年という数字の根拠につきましては、実施設計が 3 月末ということでございましたので、当然そういう当初予算の確定というか、内示のほうは 2 月の頭に出さなければいけないというところもございまして、概算で出しているところもございます。各工事をこの後また別発注で行いますけれども、それを含めて約 36 億ということで、皆様にお知らせしているところでございます。

令和 7 年度の事業費につきましては当初予算に計上した事業費と今回補正をさせていただきます測量委託と保管場所の賃貸借ということで計上させていただいてございます。8 年度、9 年度につきましては年割額ということで、全体の工事費と工事に伴う管理業務委託のほうも組まなければいけないというところも含めて、全体の額を 7、8、9 年度で年割額ということで示させていただいたという状況でございます。

既に 5、6 年度は事業として完了しておりますので、こちらは実績額ということで合わせて 44 億 9,707 万 6,000 円という計上にございます。

更に財源の部分につきましては 32 ページに記載をしてございます。こちらにつきましても 5、6 年は実績で、7 年度は予算額ということで載せさせていただいてございまして、先程ご説明させていただきました 8、9 年度は事業費の年割額で載せたものに対して、まだこちら確定ではないんですけれども、財源調整をどうするかということで、基本的には

補助制度があれば補助制度を活用していきたいというところでございますけれども、7年度は補助制度がまだ使えないというところもございますので、8年度、9年度には対象となる補助金は活用していきたいという中で、そのほかの部分是一般財源ということになりますけれども、そちらにつきましては起債と一般財源の部分につきましては、補助金を除いた部分、こちらについては総合交付金のほうで手当てをしていただけるように、今後事業費のほうが出てきた段階で東京都のほうにはご説明を差し上げて、少しでも多く交付をいただけるような形で考えてございます。

先程補助金の部分もお話しさせていただいたんですけれども、現時点で考えている補助金といたしましては、多摩産材の補助金ということで、7,600万円ほどいけるんじゃないかというふうに考えてございます。

また、木質構造の部分になりますけれども、スプリンクラーの補助金というのが東京都のほうでございまして、こちら1,600万円を見込みたいというふうに考えてございます。更に森林環境譲与税、こちらの部分の活用、こども木質部分ということになりますけれども、ここが幾らまで見込めるかというところがあるんですけれども、一つの考え方といたしまして多摩産材の補助金の部分が2分の1の補助になりますので、先程多摩産材の補助見込みが7,600万円を見込んでございますので、その裏財源の2分の1を少なくとも森林環境譲与税で活用できたらというふうに、現時点では考えてございます。

そういったところもいろいろ含めて、なるべく一般財源が減らせるようにとは言いたいところでございますけれども、やはり昨今の物価、資材の高騰、また労務費がかなり上がっているようなところもございますので、そういったところもよく見極めながら財源対策のほうを図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第46号について討論を省略し、採決したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第46号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第 46 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 20 分から再開します。

午後 2 時 07 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長(小峰 陽一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、森田議員。

○3 番(森田 紀子君) 3 番、森田です。

歳出で、事業費、消耗品費で 160 万 2,000 円計上されておりますが、内容を教えていただけたらと思います。

○議長(小峰 陽一君) 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長(新島 和貴君) 3 番、森田議員のご質問にお答えします。

今回、消耗品費の内容でございますが、まずイベント用消耗品ということで、軍手ですとか、イベントに係るそういう細かいものの消耗品を予定しているのと、施設用の消耗品ということで、これは都民の森の中のトイレトペーパーですとか、清掃用具ですとか、そういうものを見込んでいっているような形になります。

なお、この額の補正につきましては、毎年繰越金が確定しませんので、当初予算では低めに計上しているということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長(小峰 陽一君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 47 号の質疑を終結します。

次に、議案第 47 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第47号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。質疑はありますか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

7ページです。歳出の総務費です。利用管理費のやや真ん中下ぐらいです。委託料、山のふるさと村イベント委託200万、どんなイベントを予定しているのかということです。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 9番、高橋議員のご質問にお答えします。

節12 委託料、山のふるさと村のイベントの内容でございますが、こちらについては、春にイベントを実施したときに、今回集客が昨年度に比べて少なくなったということで、小河内振興財団、また、おくたま地域振興財団、ビジターセンターの職員とスタッフ会議を何度か重ねまして、子どもたちが来園されやすいようなこともやっていこうということで、ふれあいまつりでもあるふわふわという大きな中に入ってジャンプしたり、子どもが遊べるというようなものを入れてはどうかというようなことがございました。こちらについては当初予算で見えておりませんでしたので、秋祭りでそのようなものを入れてはどうかということがございましたので、それを事業者さんに委託して行っていきたいと。それと同時にPRもやはり積極的にやったほうがいいんじゃないかということでPR費用についても秋祭りのほうで少し拡充してはどうかというようなご意見もいただきましたので、それを見込むものでございます。

それともう一つが冬まつりも実施しているんですけども、冬まつりについては、非常に簡素な形でやっていたんですけども、今回については、これからまたスタッフ会議を重ねて少し充実していこうということで委託費を増額しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

同じ7ページなんですけども、先程課長からのご説明がありました一番上、旅費の部分

で、イベントの内容についてと、東京都の施設なので、東京都のイベントだと思うんですけど、町民のほうにどういうふうにPRしているのか、伺います。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 4番、相田議員のご質問にお答えします。

こちらの事業につきましては、本年度はじめての事業ということで、東京都立の施設、こちらは神津島の多幸湾公園ファミリーキャンプ場、大島公園の海のふるさと村、檜原村の都民の森と奥多摩町の山ふると都民の森の5施設共同で行う事業となっております。

こちらについては昨年度は4施設、大島が抜けていたんですけれども、神津島の天上山のハイキングということで企画したものになっておりまして、昨年度が20名の定員に対して62名の応募がございました。そのようなことから積極的に余りPRはしなくて、各施設のホームページとチラシで今募集をしているところでございます。こちらは都立の施設でございますので、東京都民のほうにお知らせするというような形になりますので、町民限定というものではございませんので、今言ったような形でホームページ等でお知らせをしております。

なお、取りまとめにつきましては山のふるさと村のほうではなく、先程都民の森のほうでも予算を計上させていただいていたんですけれども、都民の森のほうで取りまとめをしているような状況でございまして、現時点でまだ募集中なんですけれども、63名の応募があるような形でございます。

原則的にはホームページとチラシ、このようなチラシがあるんですけれども、こういうチラシとホームページで周知しているような形になります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第48号の質疑を終結します。

次に、議案第48号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第48号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 48 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

歳入だと 6 ページ、項 01 国庫補助金の（02）子ども・子育て支援事業費補助金、歳出ですと、次のページの一般管理費のところ、子ども・子育て支援事業費補助金、国民健康保険システム改修委託 974 万 6,000 円という金額が計上されていますが、この内容といえますか、あらましといえますか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

只今は 6 ページの国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金、歳出になりますが、事業（01）の一般管理費の中の国民健康保険システム改修委託に関わります子ども・子育て支援事業費補助金についてのご質問と承りました。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、令和 8 年度からですが、子ども・子育て支援金というものを各国民の皆様から納めていただくというような趣旨のものでございます。こちらにつきましては、各医療保険の保険料、或いは保険税に賦課して、上乗せしてといえますか、徴収するものでございます。こちら町の国保でございますので、まずこちらの改修の内容といたしましては、只今申し上げました新たな子ども・子育て支援金の賦課税の税額を計算するもの、それと徴収する内容を改修するものでございます。

まだ詳細は示されておりませんが、今時点の国のほうの試算でございますけれど、被保険者 1 人当たりの支援金の見込みですけれど、こちらにつきましては令和 8 年度が月額 250 円、9 年度が 300 円、10 年度が 400 円ということで、あくまでもこれは全被保険者 1 人当たり平均でございますけど、そのような試算が出ております。

なお、18 歳未満の子どもにつきましては、均等割額の 10 割が軽減されるというふうになっておりますけれど、現時点では詳細なほうは示されておりませんので、これ以上ちょっとつかんでいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 49 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

先程と同じように、歳入のほうでは 6 ページ、ちょうど中段のところ、子ども・子育て支援事業費補助金 72 万 6,000 円、歳出では、ちょうど中段のところ、徴収費のところ子ども・子育て支援事業費補助金、後期高齢者医療システム改修委託で 72 万 6,000 円ということで、同じように計上されております。国民に負担を求めるということで、とんでもないなという感じなんです。この金額的な、国保と違いますけれども、その辺りの説明も加えてご説明をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、歳入では国庫支出金の中の子ども・子育て支援事業補助金、歳出でございますが、8 ページになります。項 02 徴収費、目 01、事業（01）徴収費にあります委託料 72 万 6,000 円の増額ということでございます。こちら後期高齢者医療システムの改修委託の増額というところで、基本的には先ほどご説明させていただきました国民健康保険の改修と同じような内容なんですけれども、後期高齢者医療の場合でございますが、こちらにつきましては賦課のほうは東京都の広域連合のほうで一括して賦課をします。そちらの賦課された情報を町のほうでどの期でどのくらい取るかというような期割りを行うものでございます。それと収納を行うものでございます。そのような形から改修費のほうは後期高齢者のほうが安価というような形になってございます。

それと、それぞれの被保険者の方の負担はというところでございますけれども、こちらも先ほどのご説明と同様で、国の試算でございますが、こちらは日本国における後期高齢者の支援金額の見込額ということで、奥多摩町の住民の方ということではございませんが、

そちらの被保険者1人当たりの支援金の見込額ということでございますが、こちらにつきましては令和8年度が月額200円、9年度が250円、10年度が350円となっておりますけれども、こちらにつきましても先ほどの国民健康保険と同様に、現在では詳細が示されていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第50号の質疑を終結します。

次に、議案第50号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第50号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号の質疑を行います。質疑はありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

12ページ、介護予防デイサービス事業委託増と、13ページ、配食サービス事業委託増と、参加する方、利用される方が多いということなんですが、今現在どれぐらいの方が利用されているのかというところが分かりましたらお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、12ページのほうの事業（01）介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防デイサービス事業の利用者ということでございますけれども、8月1日現在でございますけれども、まずこちらのグリーンウッド森の時計で実施しています介護予防デイサービスとなりまして、8月1日現在の利用者が48人ということでございます。

それと2点目の13ページの事業（04）任意事業費の配食サービスの増という部分でございますけれども、こちらの補正については現在利用者は4人ということで、1人が増え

たということなんですけれども、配食サービスそのものは全体で、まず利用者というのがこの8月1日現在では74人いるということで、この補正とはちょっと違いますけれども、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

13 ページ、今のところなんですけど、大澤議員と同じところですが、委託料の一般高齢者配食サービス事業委託増のところですが、現在利用されている方が74名ということなんですけれども、希望する方全員が利用できているのか。あるいは以前も私、ご質問させていただきましても、待っているような形の方もいらっしゃるのではないかと思いますけど、その辺を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

13 ページの配食サービスの部分でございますが、まず現在待機者が17名いらっしゃるということで、ここでちょっと急に増えてしまったということで、今年入ってから5人待ちから、今一番17人待ちということになってございます。その中で地域包括支援センターのほうの職員が急ぎというか、緊急な方については民間の事業者の配食なんかも利用させていただきながら待っていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ありがとうございます。この配食サービス定員というのは決まっているのかどうかということで。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4番、相田議員の再質問にお答えいたします。

定員ということでございますけれども、定員というのは特に決まっていらないんですけれども、もともと施設をつくったときに配食も50人程度を考えてつくった施設でございます。ただ、希望が多いという中で今、60から70食程度をご用意させていただいておりますけれども、そのような状況で先ほどのような待ちが出てしまっているということでございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 51 号について原案に賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 51 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

1 ページの第 3 条で一時借入金の限度を 3,000 万から 2 億円に増額しておりますが、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 3 番、森田議員のご質問にお答えします。

1 ページ目の第 3 条の一時借入金の増額の理由でございますが、恐れ入ります、議案の 5 ページを見ていただきたいと思います。予定貸借対照表の負債の部の 4、流動負債の（1）一時借入金のところになります。ここが影響することになりまして、実は下水道事業は、年度末の 3 月になると支払いが多く、ただ、補助金や東京都水道局からの交付金なども 4 月以降にならないと入ってこないというような状況で、一時的に年度末になると、実際の現金の残高が減ってきてしまうので、支払いに耐えられなくなってしまうんです。今までは一般会計等から振替運用ということをやっておりましたが、公営企業になりました。振替運用、例えば一般会計から 1 億円、2 億円を一時的にお借りするということがあったのですが、公営企業になりましたから、この一時借入金にそれが該当するという税理士さんから指摘をいただきまして、今年度も年度末にそういったことが予想されますので、あらかじめ一時借入金の限度額を 3,000 万から 2 億に増やしたところでございます。ということでご理解いただけたらと思っております。

○議長（小峰 陽一君） 3 番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） そうすると、借入れ先は一般財源ということで、奥多摩町から借りるということになるのでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 3番、森田議員の質問にお答えします。

借入れ先につきましては、会計室会計管理者のほうと調整させていただいて、例えばそのときは一般会計の残高ですとか、あとは基金の残高、歳計外の現金からお借りするとか、そういった運用の方法につきましては会計管理者にお願いしたいと考えております。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の質疑を終結します。

次に、議案第52号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。これより採決します。

日程第8 議案第52号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第52号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 陳情の受付について、7陳情第2号の陳情受付についてを議題とします。

陳情文書を事務局長より朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、朗読します。

議請願第2号 令和7年9月3日、奥多摩町議会議員殿、奥多摩町議会議長小峰陽一。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第3回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、7陳情第2号、受付年月日、令和7年8月8日、件名、「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求め

る陳情書。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、辻岡邦之外 1 名。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております 7 陳情第 2 号については、会議規則第 37 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、7 陳情第 2 号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。会期中に審査を終了するよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 9 月 5 日となっておりますので、明日 9 月 4 日は休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） ありがとうございます。5 日の日なんですけど、何か台風が来るようなこともあって、そういう場合は例えば状況によってはいろんな連絡等がいただけるということでしょうか。直撃があるかどうか分かりませんが、たまたま昼間見たら関東地方に来るようなことがあったものですから、そういう場合、またいろんな状況によってご判断いただけるということでしょうか。確認です。すみません。

○議長（小峰 陽一君） その件については、こちらで判断して、また皆さんにご連絡をします。それでよろしいですか。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 9 月 5 日となっておりますが、先ほど澤本議員より台風の関係でどうなるかという問合せがありましたけども、それについては事務局と相談しながら、どうするかを各議員に連絡をいたします。

よって、明日 9 月 4 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日 9 月 4 日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 3 日目は、9 月 5 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変お疲れさまでした。

午後 2 時 52 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員